

令和6年度  
秋田地方最低賃金審議会  
第1回秋田県最低賃金専門部会  
議事次第及び資料項目

令和6年7月29日（月）  
秋田合同庁舎 第1会議室（5階）

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題

- （1）秋田県最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- （2）秋田県最低賃金の改正決定に関する参考人の意見聴取について
- （3）秋田県最低賃金の金額審議について
- （4）今後の専門部会の開催日程について
- （5）その他

資 料

- 1 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿
- 2 秋田県最低賃金に関する参考人の意見陳述要旨
- 3 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会審議日程（案）



秋田地方最低賃金審議会  
秋田県最低賃金専門部会委員名簿

\*50音順

区分	氏名	現職
公益代表	うすき ともあき 臼木 智昭	秋田大学 教授
	さが ひろし 嵯峨 宏	弁護士
	ながき かずゆき 長 岐 和行	弁護士
労働者代表	いのうえ まさかつ 井上 正克	UAゼンセン 秋田県支部長
	ごとう まさふみ 後藤 正文	JAM秋田 事務局長
	さとう しんゆき 佐藤 伸幸	連合秋田 横手湯沢地域協議会事務局長
使用者代表	おの ひでと 小野 秀人	(一社)秋田県経営者協会 専務理事
	さかいだ みき 境田 未希	(株)境田商事 取締役
	ときた ゆうじ 時田 祐司	時田電機工業(株) 代表取締役社長
任期	令和6年7月18日 ～ 専門部会廃止まで	



## 秋田県最低賃金に関する参考人の意見陳述要旨

令和 6年 7月 29日

氏名	越後屋建一		
所属する事業所名	秋田県労働組合総連合	所属事業所の役職名	議長
所属する労働組合名	秋田県労働組合総連合	所属労働組合の役職名	議長
所属事業所の業務内容	労働組合の地方センター		
意見内容	所属している労働組合の組織状況について	別紙に記載しました	
	あなたが所属する企業における賃金動向について（分かる範囲内で）	別紙に記載しました	
	あなたが所属する労働組合に所属する産業全体における賃金動向について（分かる範囲内で）	別紙に記載しました	
	秋田県最低賃金改正決定にあたってはどのような視点を重視して改正すべきであると思いますか。	別紙に記載しました	
	その他、ご意見、ご要望等がございましたらご自由に述べてください。	別紙に記載しました	

資料ある場合は添付してください。

書ききれない場合は、別紙にご記入ください。



## 地域最低賃金引き上げに関する意見陳述

### 1. はじめに

秋田県労働組合総連合議長の越後屋建一です。このたび秋田地方最低賃金審議会において意見を述べる機会を与えていただき、感謝申し上げます。秋田県の地域別最低賃金の改正にむけた各委員のご尽力に敬意を表しながら、意見を述べさせていただきます。

秋田県労働組合総連合（秋田県労連）は1989年11月23日に結成され、21単産・単組、8地域組織で構成されています。私たちは結成以来、一貫して、地域別最低賃金の引き上げをはじめ、すべての労働者の賃金底上げを実現し、消費購買力を高め、地域経済の活性化を図ることを追求してきました。また、秋田県労連は医療・介護・保育・運輸・製造・建設・通信・販売・サービスなどの民間労働組合がその構成組織として活動しており、その中にはパート・アルバイト・臨時・派遣などいわゆる非正規労働者も多く含まれています。この非正規労働者は、県労連の構成組織である中央官庁及び地方自治体、教育など公務の職場においても増加傾向を示しており、処遇改善の面からみて、地域別最低賃金の水準に大きな関心を持つこととなっています。

賃金はそれによって自立して生計が営めるものでなくてはなりません。また、首都圏などとの地域間格差を解消する必要があります。現行の最低賃金について、さらなる改善が求められていると考えます。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

### 2. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

2024年の春闘は大企業を中心に5%に及ぶ賃上げとなりました。しかし、それでも、実質賃金は26か月連続減少（2024年5月末）となっており、物価高に賃上げが追い付いていない状況にあります。しかも、この先も食料品をはじめとする「値上げラッシュ」は収まる気配はなく、労働者の生活実態の改善は期待できにくい状況です。加えて、医療や介護事業所、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃金改善は行われていません。最賃及び近傍で働く労働者の賃金は、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらあります。

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり897円です。ひと月173.8時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば155,899円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは13万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っていないとはいいたくないと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用なくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額に

とどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

### 3. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額 1,113 円です。秋田は 897 円ですので、格差は時間額 216 円です。東京で働く労働者よりも 2 割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民間わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

中央最低賃金審議会は昨年、最賃の目安ランクをABCの3ランクに再編しました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に変化はありません。ちなみに、秋田県は岩手、徳島、沖縄について金額が低く、全国最低位のままです。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に 24 万円、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1500 円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北 6 県の県労連は共同で 2016 年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022 年 10 月に近年の物価高騰と 2019 年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25 歳単身者（モデル例）は普通の暮らしに必要な費用は税社会保険料抜きで月額 20 万 1 千円必要で、2016 年当時よりも 16.9% 上昇していることがわかりました。月の労働時間が 173.8 時間で時間額 1,459 円、150 時間（年 1800 時間）だと 1,691 円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

### 4. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。

秋田県春闘共闘懇談会と秋田県労働組合総連合は、公表されている各種統計と、秋田県が公開している産業連関表を用いて最低賃金を 1500 円に引き上げた場合の、県内における経済波及効果を算出しました。その結果、秋田では 1500 円未満の労働者が 2 人に 1 人、その方々の賃金を 1500 円に引き上げた場合、賃金総額が 1795 億円増加し、家計消費支出も 1750 億円増加。税込



も 180 億円 (国税 112 億、地方税 68 億)、法定福利費が 233 億円増加します。その結果雇用誘発が 1 万 1 千人といった結果が出ています。最低賃金の上げは経済振興につながります。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税 10%増税の悪影響を受け、その後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。今日の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金上げの環境を整えることです

最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

## 5. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

秋田県労連・秋田県春闘懇は 2024 年 5 月後半から 7 月 15 日までの約 2 か月間、組織内外の非正規雇用労働者を対象に、「最賃に関するアンケート」を実施しました。アンケート用紙直接記入及び Google フォームでの回答を求めた結果、241 人から回答が寄せられました。その結果、現行の最賃額 897 円は安いとの回答が 229 人 (95%) で圧倒的であり、まあまあの回答は 9 人 (3.7%) にとどまりました。「いくらが適正か」との問いには、1,000 円が 68 人 (28.2%)、1,500 円が 54 人 (22.4%)、次いで 1,200 円が 50 人 (20.7%) となっています。Voice (一言欄) には「現状の物価高やインフレが続くと、この仕事だけでは生活できなくなります。副業や転職を考えなければ、と感じています」「何もかも物価高で支出がかなり増えた。子供は食べ盛りで我が家は食費も爆上がり。車がないと生活できないためガソリン代もばかにならない。収入は相変わらずなのに支出は倍。ハッキリ言って生活苦しい」「最低賃金を地域別でなく、一律にしてほしい」といった声が寄せられています。また、6 月 29 日に秋田駅前街頭宣伝行動を行い、最賃に関するシール投票を実施しました。シール投票には 91 人が参加され、最賃はいくらが適正かの質問に対し、「897 円 1 人、1000 円 19 人、1300 円 16 人、1500 円 55 人」の結果でした。ここでも、「自分は東京に出ており、たまたま帰省中だが、897 円はあまりにも低すぎる。東京では高校生のアルバイトも 1200 円～1300 円、格差が大きすぎる (年配の男性)」「えっ!住むところで賃金が違うの。知らなかった。そんなに生活費に違いがあるのかな? (高校生のグループ)」といった声が出されていました。

現行の最賃額が低すぎる、切実な要求として今すぐ 1,000 円以上に、そして 1200 円・1500

円を展望し、最賃は全国一律でという要求が大きく強い事を改めて実感する結果となっています。

今年の審議にあたり、11の組合が意見書を提出しましたが、その模様がテレビと新聞で報道されました、それを見た方から、激励の電話が県労連に入りました。

「最賃引き上げで頑張ってくれてありがとう。自分は、育休明けを期に家族そろって秋田にUターンしてきた。それぞれ東京の会社の社員のままで、リモートで勤務。この度、会社の賃金改定があったが、私の賃金はアップする予定だったのに、秋田県に住んでいることを理由に据え置かれた。秋田の最賃が低いことが理由だった。リモートで勤務している、最賃の低い他県の同僚も皆同じ扱いだった。東京や首都圏などの職員はアップしたのに。仲間内で話しをしても秋田は印象が悪い。悔しい。是非最賃を上げてほしい。頑張ってください」という内容です。いろいろ問題を感じる話ではありますが、金額アップ、格差解消、全国一律の重要性を即時感じましたし、最賃引き上げに大きな期待を持たれていることを感じました。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。これまで述べてきましたように、最賃引き上げ等に関する要望を踏まえ、今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を実現する答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。よろしくお願い申し上げます。

以 上

秋田県最低賃金に関する参考人の意見陳述要旨

2024年7月29日

氏名	工藤 優		
所属する事業所名	秋田県医療労働組合 連合会	所属事業所の役職名	書記次長
所属事業所の業務内容	秋田県内の病院や施設などで働く労働者で組織している労働組合です。		
意見の内容	所属している労働組合の組織状況について	加盟組合（病院・施設）26組合、個人加盟組合2組合、組織数は凡そ4,800人です。上部団体には日本医療労働組合連合会（組織数170,000人）があります。	
	あなたが所属する企業における賃金動向について（分かる範囲内で）	<p>昨年の秋田県最低賃金は時間額44円引きあがり897円となりました。過去最高の引き上げ額でした。円安や物価高騰など厳しい経済状況を踏まえ、真摯に検討された結果であると拝察します。秋田地方最低賃金審議会ははじめ関係各位のご尽力に敬意を表するものです。同時に、昨年の引き上げ幅は物価上昇に追いつくことができず、残念ながら実質プラス改定にはなりません。賃金はそれによって自立して生計が営めるものではなくてはなりません。さらなる改善が求められると考えます。今年度の審議会にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる賃金の実現を目指し、精力的に審議を行っていただきたくお願い申し上げます。</p>	
	あなたが所属する労働組合に所属する産業全体における賃金動向について（分かる範囲内で）	<p>診療報酬、介護報酬が今年改定されました。医療や介護現場などで働くケア労働者は、社会基盤を支えています。その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業を念頭に2022年10月、診療報酬と介護報酬の臨時改定が行われ、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」が新設されました。自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民のいのちと健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った政府の姿勢に対しては一定の評価をするものです。しかし、賃上げ対象を限定してしまったため、本来、チームワークが強く求められる医療現場や介護現場に差別を持ち込み、不団結を生み出しました。とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」においては、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数で見れば、17万8千余りある医療施設の内対象は2720施設とわずか1.5%程度に過ぎませんでした。さらには、2024年6月から施行された報酬改定も同様、賃上げ対象を限定し現場に差別を持ち込むこととなっています。コロナ禍において国民のいのち先般、医療や介護現場などで働くケア労働者は、政府から社会基盤を支える労働者と認識され、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2022年10月からは診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」が新設されました。自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民のいのちと健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った政府の姿勢に対しては一定の評価をするものです。しかし、賃上げ対象を限定してしまったため、本来、チームワークが強く求められる医療現場や介護現場に差別を持ち込み、不団結を生み出しました。とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」においては、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数で見れば、17万8千余りある医療施設の内対象は2720施設とわずか1.5%</p>	

		<p>程度に過ぎませんでした。さらには、2024年6月から行われた報酬改定も同様、賃上げ対象を限定し現場に差別を持ち込むこととなっています。コロナ禍において国民のいのちや健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部に限った施設や職種ではありません。さらに、40年ぶりの物価高騰を背景に、2023年、2024年春闘では、経団連が大幅な賃上げは企業の社会的責務だとし、人材獲得の観点から大幅賃上げを表明する企業や、労使交渉で労働組合の要求に満額で応える大手企業が相次ぎました。政府が「物価上昇を超える賃上げ」を求め、原材料費などのコスト増を価格に転嫁するよう呼び掛けたことも、中小企業の賃上げを後押ししました。しかし、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々なモノやサービスの値上げを価格転嫁できず、賃上げに必要な財源の確保が困難で、賃上げの流れから取り残されてしまいました。労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきであることを実感させられます。ここで着目しないといけないのは、公定価格である診療報酬の下で、労働者の賃金に地域間格差が生じている事です。地域別最低賃金の低い地域の医療労働者の賃金はやはり低く、地域別最賃の影響を大きく受けています。社会的公平性の向上のために最低賃金額引き上げが必須であると感じます。</p> <p>現に存在する所得格差は社会的不安や対立を引き起こし、社会全体の安定性を損なうこととなっています。医療機関には非正規雇用者は少なくなく、その中には貧困ラインを下回る収入で生活している家庭も存在しているといわれています。最低賃金引き上げは生活必需品やサービスの購入能力を高め、貧困層の経済的安定を図るために不可欠です。生活の質を向上させることは全体的な社会の幸福度を高め、貧困の悪循環を断ち切る第一歩とも考えられます。また労働市場に置き換えて考えても労働者の仕事への満足度やモチベーションが向上し、それにより、より高い生産性を生み市場全体の効率が改善されることが考えられ、高い賃金はまた、より多くの人材や優れた人材の確保と定着を促進させる要因になりうると考えます。</p>
	<p>秋田県最低賃金改正決定にあたってはどのような視点を重視して改正すべきであると思いますか。</p>	

	<p>その他、ご意見、ご要望等がございましたらご自由に述べてください。</p>	<p>昨年、最低賃金が897円と引き上がった事により、民間の病院で働く臨時・パート職員の時給も引き上がりました。しかし、残念ながら最賃に張り付いている実態があり、やはり基本となる最低賃金が大幅に引き上がらなければ格差は解消できません。</p> <p>こうした状況を踏まえ、2024年の地域最低賃金の改定にあたり、  「最低賃金を早急に時間額1,000円以上とすることを目指し、本年度においても大幅な引き上げを実現すること」  「全国一律最賃制度を展望し、賃金水準の引き上げ及び地域間格差を大幅に縮小すること」  「最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化することを、審議会の意見として表明すること」  「同時に、物価の高騰やコロナ禍で特にダメージの大きい医療・福祉産業への特別の支援を継続すること」以上を求めます。  よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	---	--

資料ある場合は添付してください。

書ききれない場合は、別紙にご記入ください。



## 令和6年度 秋田地方最低賃金審議会日程（案）

日時	審議会名	場所	主な議題
7月29日（月） 午後1時30分～	第2回 秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎 第1会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目安伝達</li> <li>・ 賃金実態調査結果</li> <li>・ 部長及び部会長代理の選出</li> <li>・ 参考人意見聴取</li> <li>・ 基本的考え方・金額提示、金額審議</li> </ul>
午後3時00分頃～ （本審終了後）	第1回 秋田県最低賃金専門部会		
8月2日（金） 午後1時30分～	第2回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第1会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金額審議</li> </ul>
8月5日（月） 午後1時30分～	第3回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第2会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金額審議（結審しなかった場合は8月9日継続審議）</li> </ul>
午後3時00分頃～ （専門部会終了後）	第3回 秋田地方最低賃金審議会	第1会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門部会報告及び改正決定の答申について（専門部会で結審しなかった場合は特貸諮問のみ）</li> <li>・ 特定最低賃金改正決定の必要性の諮問</li> </ul>
予備日8月9日（金） 午後1時30分～	第4回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第2会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金額審議（8月5日からの継続審議）</li> </ul>
午後3時00分～	第4回 秋田地方最低賃金審議会	第1会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 専門部会で結審した場合</li> <li>・ 専門部会報告及び改正決定の答申</li> </ul>
8月21日（水） 午前10時00分～	秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会	秋田合同庁舎 第2会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定最低賃金改正の必要性の有無について（8月5日答申がなかった場合は8月27日へ変更）</li> </ul>
午前10時30分頃～ （特別小委員会終了後）	第4回 秋田地方最低賃金審議会	第1会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議審（8月5日答申がなかった場合は8月27日へ変更）</li> </ul>
予備日8月27日（火） 午前10時00分～	秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会	秋田合同庁舎 第2会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定最低賃金改正の必要性の有無について</li> </ul>
午前10時30分頃～ （特別小委員会終了後）	第5回 秋田地方最低賃金審議会	第1会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議審</li> </ul>